

家庭児童相談室に於ける相談活動の現状と課題

—昭和40年度厚生科学研究—

研究第7部 木 田 市 治・平 井 信 義
高 橋 種 昭・野 田 幸 江

I はじめに

我国においては、第二次大戦のおびただしい人的物的被害からの急速な復興、それに引続く経済高度成長と、社会の著しい変動等に伴って家庭そのものも大きな変容を示している。

その様な社会の変動なり、家庭の変容というものは、その中に営まれる親子の生活をも非常に不安定なものにし、そこに多くの問題を生み出している事も事実である。

かつての社会の様に、児童に関する問題の殆んどが、家庭の中や地域社会の中で解決されていた時代では、子どもの育成方針や養育態度についての矛盾や混乱も少く、一応安定した生活が営まれていた。ところが前述した様な現社会にあつては、子どもの健全育成という最も重要な仕事も、その多くが試行錯誤的、暗中模索的に行われていると云つても過言でない状態におかれている。

こうした情勢下のもとに、家庭児童相談活動というのが大きくクローズアップされて来たのである。そして戦後各地に児童相談所や福祉事務所がおかれ、子どもの福祉に関する相談活動が行われるようになった。

しかしながら、残念なことに現在では、こうした機関の数もまだ少なく、能力にも限界があり、家庭において発生する児童に関する多くの問題解決の需要を充たすには至っていないのが現状である。つまり、もつと、きめの細かい家庭児童相談活動というものが要求されているのである。

この様な要求に応じて生れたのが、昭和39年度から各地の福祉事務所におかれた家庭児童相談室である。

従つて家庭児童相談室活動の狙いは、決して問題児の発見や指導にのみあるのではなく、家庭児童全般のよき

相談相手となる事にあるわけである。そこで、今回はそうした家庭児童相談活動の状態と、今後の課題について家庭児童相談室の実態から考察を試みた。

研究方法

研究は、全国の家家庭児童相談室に別記様式の調査票を送付し、相談活動の実態と相談室の現状をきくと同時に、実際に各地の相談室を訪問し、直接相談員より、その活動状況や今後の家庭児童相談室のあり方などについて意見をきくという両面からの調査と共に、G県のA家庭児童相談室において相談員と共に学校長欠児家庭の指導を実際に行い、その活動の中から、現在の家庭児童相談活動における問題点や今後の課題などについて考察を加えるという方法をとつた。

質問紙の調査は全国の家家庭児童相談室304ヶ所(昭和40年11月現在)に対して行い、その約七割の相談室から回答を得た。調査票の内容は別記の如く、相談員の学歴、職歴、年齢、相談室の設備、扱つたケース件数、及びその内容、来所動機、処置の仕方、指導方法、親や家族に対する働きかけの必要性とその障害、日常の相談活動における協力機関などの質問項目からなつている。

訪問調査は、東北のA県3ヶ所と関東地区S県とG県5ヶ所の家庭児童相談室について行つた。

一方、学校長欠児児童の家庭に対する指導の実際については、G県A家庭児童相談室の協力を得て、約70ケースの長欠児童を対象として行つた。

以上の如き調査を昭和40年7月から41年3月にかけて行い、家庭児童相談活動の現状とそこにみられる問題点や、今後の活動の課題について知る事に努めた。

II 結果及び考察

1. 家庭児童相談活動の現状

家庭児童相談室は昭和39年に各地に設置されてから、

現在も着々と整備強化され、その数も約400ヶ所に近づいている。

【ケースの来所状況】は、地域差が大きく、多い所で

は1日10件を超える様な所もあるが、場所によつては相談の全くない日が多いという様な低調な所もある。その利用率は相談員自身の問題もさる事ながら、やはり交通の便やPR活動の方法、地域社会の子どもの養育に対する関心度などによつて決つて来るものと云えよう。

〔ケースの内容〕については、性格や生活習慣に関したものが多く、これは各相談室に共通の傾向であつた。その他、相談室により、学校生活に関した相談や環境福祉に関した相談が多いことが報告されているが、それはこの種の相談が相談員の経歴、身分によつて変つて来るものだからであろう。例えば教員出身の相談員が勤務する家庭児童相談室では学校生活に関したケースが多くみられるし、児童福祉司や社会福祉主事出身の相談員が勤務するところでは、環境福祉に関したケースが多くなつている。

これらの〔ケースの来所動機〕についてみると、来所者自身のみの意志で来たものは全体の約19%で、学校や幼稚園の教師のすすめというものが、21%、児童委員のすすめ18%で、残りは学校や地域の福祉関係の人々からすすめられてというものが多い。

また、家庭児童相談室のことを〔知つた経路〕としては、市町村便りによるものが33%と最も多く、次いで学校、幼稚園からの連絡や児童委員からの知らせなどが20%ずつみられる。

次に相談室において、そうした来所ケースを如何に処置しているか、その〔処置指導の方針を決める方法〕についてみると、合議制によると答えた相談室が約45%と多く、次いで上司又は児童福祉司の指示によるもの28%、単独の判断によるもの26%という順である。この結果からみると現在の家庭児童相談室に於てケースの処置指導は、一応合議制か、或いは又それに近い型で行われていると云えよう。

〔テストの使用〕は、約半の相談室が知能テストや性格テストの用具を備えているが、実際には半の相談室で使用されているに過ぎない、その種類は、やはり知能テストが多く、WISC、鈴木ビネーなどである。

〔子どもに対する働きかけ〕については、相談室における面接指導以外に、家庭訪問指導が非常に多く行われている。発足当初、来所ケースに対する面接指導を建前とした家庭児童相談室としては、やや、予想外の事といえよう。また、この事はまだまだ人々の児童相談に対する認識の薄さと、問題意識の低調さを物語つているとも云えよう。

1ケース1回の〔相談に費す時間〕は、大体30分から1時間というものが最も多く、1時間から2時間という

ものがそれに次いでいる。しかし中には1ケースに平均2時間以上の時間をかけているという相談室も数ヶ所みられる。

〔相談回数〕は、2回から3回というものが約半数をしめ4回から9回が35%であり、1回だけのケースは非常に少ないという事は家庭児童相談室のケースの大体は継続ケースとして指導を受けているという事になる。

面接を行う〔相談室の設備〕は、残念ながら非常に貧弱なのが現状である。独立した相談室を持つてゐるものは、全体の僅かすに過ぎなく、福祉事務所の面接室を共同で使つてゐる所が圧倒的に多い。また、全く相談室がないという所が20%近くもある事は大きな問題である。

〔相談員〕の現状についてみると、学歴では圧倒的に旧制高等専門学校、特に師範学校卒が多い、従つて職歴をみても、小・中学校の教員の経歴をもつものが大半を占めている。年齢は55才から65才の間の者が約半数近く、昭和生れの相談員は全体の約1割に過ぎない。

また、家庭児童相談活動は、決して相談室のみの力で強力且つ効果的に行えるものではない。その〔協力機関〕の援助なり、関係諸機関との連絡協力が是非必要となつて来る。そうした他機関との関係についてみると、児童相談所、民生児童委員、保健所、学校、幼稚園、保育所、地区の婦人会、社会福祉協議会などの協力が比較的活発に行われている。しかしこの場合も相談員の経歴が大きく影響し、教育関係の出身者の場合は学校との連絡が円滑にいつており、社会福祉主事など福祉関係の出身者の場合は児童相談所や社会福祉協議会などとの連絡が活発に行われている。

2. 家庭児童相談の対象と方法

児童の問題の殆んどが、家庭と切り離して考えられないものであるなら、家庭児童相談の対象というものも非常に広範囲にわたることが考えられる。事実、家庭児童相談室に来所したケースの内容をみても、性格や生活習慣に関した相談から心身障害に関した相談まで、あらゆる種類の相談が網羅されている観がある。

しかし、家庭児童相談室の場合、その能力や機能からみても、当然そこにケースの選択ということが必要となつて来る。能力をこえたケースをかかえこむことは、相談効果が期待できないばかりか、ケースの側にとつても非常に不幸なことである。

相談室で扱うケースには、相談員自身のみであつたこととの可能なケースと、他の機関と連絡を密にして解決にあたるべきケースと他の機関に移譲すべきケースの三種のものが考えられる。相談室の相談員は、この範囲をよ

くわきまえて相談活動に従事せねばならない。しかし、この問題は相談室毎に考えられねばならぬ問題で、相談員の能力や地域の他機関の事情などと併せて、決定しなければならぬ。その為には、相談員は地域の事情に精通している必要があるし、近隣関係などについての知識も豊富に持つていなければならないわけである。

次に我々がG県下に於て行つた学校長欠児童ケースの指導例から、この問題についての考察を加えてみよう。長欠児童ケースは相談室のみでは、なかなか解決のつかないケースの典型的なものであり、こうした問題を研究する場合に最適のものとする。

(1) 他機関との連絡が必要なケース

他の機関との連絡は、1つにはその機関を通じての情報を収集することであり、他はその機関との協力、即ち社会的資源の活用によつて、問題解決をはかることである。

情報の収集に際しては、学校における学習や性格行動に関する資料を得ることや、身体虚弱の場合には、それを診断した医療機関からの資料を得ることが必要と考えられる。他の社会資源としては、児童相談所や児童福祉司、児童委員などとの連絡はもとより、その子どもの家庭と関係のある各種の社会的資源があげられる。今回の対象となつたケースの中にも家庭へのアプローチが困難であつたにも拘らず、兄の就職先の事業主の理解と協力を得ることによつて本人が希望が持ち、登校を再開した例もあつた。

しかし、全般的に云えば、他の機関との連絡が困難な例が多く、登校拒否が学校問題ともからんでいることであるだけに、相談員はかえつて学校と家庭との調整に当らなければならないケースを経験することも多かつた。その間の事情と今後の対策を次に述べる三種類のケースの扱いから考えてみよう。

1) 身体に問題があるケース

身体上の問題としては、大別して疾病と障害(欠陥)とに分けることができる。疾病としては、各器官系統に分けて検討する必要があり、障害(欠陥)としては、運動器官と感覚器官の欠陥をあげることができる。特に登校拒否児においては、身体に問題を訴えている例が多く医師による診断書が提出されているから、その点での検討が必要となるし、そのためには一そう基礎的な資料を得ると共にそれに関する知識を持つ必要に迫られる。今回対象となつたケースでは、障害(欠陥)を有する者はなく、主として内科的疾患と脳神経学的疾患が問題となつた。

Aケースでは、面接に際して家人の強調したところでは、鼻血(鼻血)、慢性胃炎、肝臓障害と腎臓障害、疲労

し易い体質など、その診断通りならば、当然入院加療を要するような疾患名があげられていたが、子どもの日常生活に関する聴取からは、それほど重症な身体症状を持つていたことは考えられなかつた。つまり登校拒否の真の原因として身体疾患を指摘することに多大の疑問が持たれた。そこで精密検査が出来る大病院でのAの受診をすすめたが、それに応ずる意志は極めて薄弱であつた。その上、むしろ学校が本人Aを特殊学級に入れようとしたことに激しく非難を浴びせかけたのである。特殊学級編入の学校側の理由は事実、本人の知能の低さにあつた事はもちろんの事である。

いずれにしても、身体問題が加わつているケースにおいては、その身体疾患が基盤となつて問題が生じたのか身体疾患に関する訴えは、その行動の合理化のためのものかを明らかにする必要がある。

従つて今後の対策としては、家庭児童相談室を中心として、ケーススタディの機能を充実するための委員会組織を考え、その中に医師を入れて問題行動の原因が身体問題にあるのか、精神的問題にあるのかを検討すべきである。また、診断書に関しても、その記載事項を診断名だけに限らず、実施した医学的な検査項目や療養方法などを併記することも考えなくてはならない。

Aケースにおいては、家人が本人の身体症状が悪くなつたのは、学校が本人を特殊学級に入れようとして以来のことだとし、その扱いを激しく非難した。かかる学校に対する誤解が相談員に対する不信感ともつながり、相談員に対して、たしかに不信感を懐くに至らしめたと推定された。

このAケースと全く反対の経過を辿つたのがBケースである。Bケースの場合は、家人と相談員とのラポールも成立していた。本児は登校拒否が始まつてから精神科医の診断を受け、脳波検査の結果の異常が発見され、それが登校拒否と関係あるが如く云われ、投薬をうけていた。しかし、この様な脳波所見があつた場合でも、登校拒否は2次的異常行動ではあり得ても、1次的異常行動ではない筈である。

そこで相談員は改めて脳波の専門医の再検査をすすめ家人も強く希望したので専門医の診察をうけた結果、全く正常脳波であるという診断を下された。つまりこのBケースの登校拒否は完全に心因性のものであつた。この様な証明をうると家人も本人の自覚を促すようになり、相談員もまた不安なくカウンセリングに当ることができた。

この様な結果からみても、問題行動児の診断、特に家庭児童相談室で扱うことが可能か否かの判定は、相談員

自身の力では及ばない面もあり、その点でケーススタディを行うための機関、例えば委員会の設置は、どうしても必要である。

2) 知能に問題のあるケース

我々の相談対象となつた「登校拒否児」においては、知能の低い子どもがかなり含まれていた。すなわち、その地域に特殊学級が少いままに、或いは親たちが特殊学級に入級させることを極度に嫌うために、普通学級に不適応のままおかれており、その不適応から登校拒否がおきているというケースである。

しかし、相談員は学業成績が最低であると知能も当然低いと考えがちであるが、この点では慎重に判断する必要がある。

すなわち、情緒不安定であつたり、登校拒否を繰返しているうちに知能は正常であつても、学業不振を招いている例もあること、或いは何らかの心身の疾患や欠陥から、同様な状態に陥っている例のあることを考えなければならぬ。

この点をはつきりさせるためには、知能検査を精密に行う必要があるが、中には家人とのラポールがつかず、子どもとの面接も検査も実現できないような例もある。

そのような場合、小中学校における学業成績を逐年のに並べて、その推移を検討したり、或いは小学校において実施された集団知能検査の成績を参考にすることによって、かなりの程度まで、知能の程度を推定することができる。今回の我々の例にも、こうして知能についての資料を得たものがあつた。

この様な知能に問題のあるものを、普通学級に適應させることは、現状の教育制度の中では不可能なことであり、登校拒否を解決するためには、両親並びに本人が特殊学級に入級する気持をおこすことが前提となり、そのために相談員がいかなる役割りをとるかが問題となる。すなわち極めて困難な問題をかかえることになる。また特殊学級のない地域においては、直ちに解決する方法の見出し得ない問題でもある。

そして知能の遅滞しているこどもの家庭に対する働きかけを行う場合でも、相談員1人の力では限界があり、地域全般がこうした問題児に対する理解を深め、そのための対策が考えられなければ解決の困難な問題でもある。

理想的に云えば、知能の低い子どもの親に対しては、学校カウンセラー制度の設置をみて、その人と家庭児童相談員とが協力し合うか、或いは学校カウンセラーにまかせるべきケースではないかとも考えられる。

3) 情緒に問題があるケース

家庭内の複雑な人間関係（特に家族間の葛藤）が子ども

の情緒を不安定にし、それが登校拒否の原因となつている場合も少なくない。

こうしたケースの中には相談員に多大の努力を要求するものがある。我々が家庭訪問したケースの中にも訪問した際に既に父親は外出して、われわれの訪問を避け両親に代つて長兄が面接に応じたケースもあつた。この家庭は祖母が極めて強い権力を持ち、父親は祖母の前では全く無能力な状態にあり、生活力も充分でなかつた。本児の実母は早く生別し、同居する長兄夫婦の子どもの子守りを本児が受持つていた。祖母は近所交際もせず、強度の難聴があるので家人との意志の疎通を欠いていた。

このような複雑な家庭の中で、父親は相談員との面接を回避し、実権を持たない長兄から、家庭内の様子を聴取するという状態にあるために、どのように問題を解決していくことが最も効果的であるのか、その核心に触れることがなかなか困難であつた。いわゆるファミリーカウンセリングの対象としては、よい例と思われるが、多大の努力を長期に亘つて、はらう必要が感ぜられた。家庭それ自身が本人の登校には積極的でなく、むしろ非協力的であることが、登校拒否に密接な関係があり、また、複雑な家庭環境の中で、本児が、心理的な葛藤をおこす以前に、無気力な状態におとし入れられていることが考えられる。

しかし、登校拒否は相談員が単独でケースに当るよりも、むしろ学校とよく連絡をとりながら、学校での教師の受容の態勢を一そうたかめることが必要であろう。しかもこれらのケースの中には、相談員の家庭訪問に対しても抵抗感や反感をもっているものもあり、そうしたケースの場合には相談員としては、先ず抵抗感や反感を解消するための努力が必要となり、その為には、まずラポールをつけるための努力が惜しみなく続けなければならぬ。もちろん、それには多大の困難を伴うことはいうまでもないことである。

(2) 家族の人々に対する働きかけ

次に、相談員が家族の人々に対する働きかけについてどの様に感じているかを調査の結果からみてみよう。

問題をもつ子どもの家庭に対する働きかけの必要性については、相談員の皆が等しく認めており、その必要性を強く感じている。特に非行ケースにその必要性を最も強く感じている。

中でも父親に対する働きかけを必要とする理由についてみると、父親の無理解、放任の態度をあげるものが非常に多い。そうした父親の態度が、子どもの問題行動と結びつくというのである。

母親に対する働きかけの必要性については、父親の場

合とやや異り、過保護、溺愛的な養育態度や干渉過多な態度があげられている。その他では、虚栄心の強さや、社会的視野の狭さなども、母親に対して働きかけを行う必要性としてあげられている。

こうした問題をもつ父親や母親に対し働きかけを行う場合の障害については、父親では、その生活の多忙が多くあげられており、態度としては父親の頑固さが障害になるという意見が多い。

母親の場合は、父親と異なり、子どもに対する盲愛的態度や主体性に欠けた生活態度などが、その障害としてあげられている。

いずれにしても、ケースの側に相談に対する参加意欲が乏しい際には、大なり小なりの困難が伴うというわけである。

(3) 相談への動機づけ

家庭児童相談室が発足当初、来所相談を原則とし、ケースの側からの参加を期待していたが、実際に活動を開始してみると、家庭訪問、出張相談というように、その家庭なり、地域なりに、こちらから積極的に出向き働きかけを行う必要が生じて来ている。それは結局、我国の人々の児童相談というものに対する認識の浅さと、子どもの問題に対する関心の薄さを物語っているものと云えよう。

相談するということは、何らかの他人の援助を得たいという気持が動かねばならぬことであり、そこには相手に対する信頼や期待がなければならぬはずである。家庭児童相談は、ましてわが家の内部のことであり、時には恥さらしになるようなこともあるので、信頼と期待なしでは、なおさら相談に対する意欲がわいて来ないのは当然である。

その他、相談したところで、親が悪いから子どもに問題がおこるのだ、という調子のお説教しかえられないから相談に行っても仕方がないと相手に思われる場合も少なくないと思う。物質的援助を伴う生活保護相談ならばいざ知らず、家庭児童相談においては、相談員とケースの間に正しい信頼と期待がない限りそれを受けようという意欲はわいて来ない。

結局、こうしてみると相談への動機づけの第一歩は、如何にケースに相談室に対する信頼と期待を持たせるかという事になる。

それには、積極的、効果的なPR活動も必要であるしケースワークの段階で、ケースの側に指導室に対する信頼感をうえつけることも考えられねばならない。

又、ケースの側に子どもの問題行動に対する意識が欠如していても相談への意欲はわいて来ないであろう。そ

の意味で親達に子どもの行動に対する関心を喚起させ、問題をはつきり認識させる事も、相談への動機づけの1つの鍵となるはずである。そして相談の過程で、そうした子どもの問題を明確化し、その意味を正しく認識させることも必要となつて来る。親の間違った価値感の是正という事も、その過程の中でなされるわけである。

親子の愛情関係に問題があり、拒否的な態度で子どもに接しているような親の場合には、その問題意識が非常に歪められ、その是正は非常に根気のいる仕事であり、相談員の忍耐強い活動が必要となつて来る。

この様な相談への動機づけは、家庭児童相談活動を活発に行うためには不可欠の仕事である。

3. 今後の課題

家庭児童相談活動は今後ますます、その重要性をまし、その発展が期待されて、活動に対する要求も次第に増加している。しかし現状では、その中に多くの問題を抱え、今後の発展に際して是非とも改善、是正されねばならぬ面が多々ある事も事実である。

そこで次に、家庭児童相談活動を今後活発に行うために早い時期に改善を急がねばならぬ問題をいくつかあげ、その資に供したいと思う。

(1) 専門化の促進

児童相談は決して誰にでも可能な仕事ではない。それ相当の深い専門的知識と相談者にふさわしい人格と相談技術が要求される。

しかし、残念な事に現在の我国の家庭児童相談の分野では、そうした条件を満足させる相談員の数は、決して多いとはいえない。もちろん、こうした事は家庭児童相談の歴史の浅さや、その養成機関の貧弱な状態によるものと考えられ、一概に相談員自身の責任に帰すことはできないが相談員自身の反省と努力を強く期待するものである。

相談者としては、臨床心理学、児童精神医学の知識をはじめとして、教育学、社会学など極めて幅広い知識が要求される。と同時に人格的にも相談に来所したケースの人間が、相談者のもつ価値観なり、生活態度をそのまま自己の中に取り入れても恥ずかしくないだけのものを持つていなければならない。

(2) 相談態度の再確認

相談の場では、常に、相談員に民主的な態度が要求されているが、それにもまして大切な事は、ケースに対する暖かい態度であろう。残念な事に、この点についても現在の相談員の中には欠けるものが決して少くない。知識の授与や情報の提供のみに終つてしまつては家庭児童相談とはいえないはずである。

問題を抱えて来所したケースはもとよりのこと、問題意識の欠如しているケースや拒否的なケースに対する働きかけを必要とする場合など、特にこの暖かさが必要になつて来る。会つてよかつた、話してよかつたという気持が自然に相手の気持の中において来ねば、その相談活動は成功したとは云えない。もちろん、そうした感情は一回のみの相談で生まれなければならぬというものではない。ケースによつては何回かの面接の後で漸くそうした関係に両者が結ばれることもあろう。

この暖かさということは、受容という言葉や、共感という言葉の様に、相談過程の中で重要視されているものと表裏一体をなすものである。

また相談員の自分自身に対する自己洞察という事も家庭児童相談の場合では必要不可欠のものである。カウンセリング関係というものは飽く迄も相互的なものでありケースの側へのみ目がいき、それへのみこだわる事があつては正しいカウンセリングは発展しえない。それには自己のパーソナリティに対する洞察も必要である事はいうまでもない。

このことは相談室や家庭における相談場面での相談員とケースとの間の人間関係が平等な関係で結ばれ、与えるものと、与えられるものというような関係に陥つてはならないという事でもあるわけである。

(3) 制度と組織の改善、強化

この項目については相談者のみの力では解決の困難な問題かもしれない。しかし家庭児童相談活動を効果的に行うためには、制度、組織が整備され活動に適当なものではなければならないのは当然である。

例えば、ケースに対してカウンセリングを行う場合でも、福祉事務所内部の他職員の協力、理解はもとよりのこと、関係諸機関との連絡、協力態度が確立されている

ければ、その十分な効果を期待することは出来ない。

しかし、残念なことに現在の家庭児童相談活動をみると、必ずしも満足すべきものとは云えず、福祉事務所によつては、その職員でありながら、その中におかれていたる家庭児童相談室の何たるかを知らぬような所すらあるのが実状である。

相談室と関係諸機関の連絡協力も相談員との個人的関係のものが多く、その範囲は極めて限られている。相談を円滑に行うためには個人としてのみならず公的にも広く児童相談所や警察、保健所、学校、幼稚園などとの連絡を密にとり、常に協力が可能な態勢をつくつておかねばならない。また地域のPTA会や婦人会などとの連絡も必要である。

設備も相談に適当なものが必要であり、福祉事務所の大部屋の片隅というような状態では真のカウンセリングなど行なえるものではない。

相談時間の延長も一部からは強く望まれているが、終日仕事に多忙な父親などをファミリーカウンセリングの対象として考える場合など、やはり一考を要する問題かもしれない。

(4) スーパーバイズ制度の確立

これは(1)の専門化の促進と関係のある問題であるが、カウンセリングを相談室活動の1つとして行う場合などスーパーバイザーによる適切な指導助言も必要になつて来よう。相談員の独りよがりのカウンセリングが大手をふつてまかり通るようでは、ケース側の人格が認めれないし、その福祉は守られないであろう。

その意味で相談員の監督の任にあたるものの資質能力が問題になつて来る。その監督の任にあたるものは、児童の福祉や相談に、豊かな知識と経験をもち、スーパーバイズの能力をもつものがあたらねばならない。

Ⅲ 結 語

以上家庭児童相談活動の現状と今後の課題について、我々が行つたこの調査結果を基にして考察を加えて来た次第であるが、おわりにのぞみ強調しておきたいことはやはり現段階では、相談室の制度、設備、相談員の活動などについて、多くの問題が相談活動の円滑、活発な活動を妨げているという事は否定できない事実であるということである。

そして乳幼児期から青少年期を通じて、児童相談に対する期待、要求というものが高まり、その需要が強化している現在では、こうした問題の解決は急務であるといえよう。

家庭児童相談は決して肩ひじはつたものではなく、誰でも子どものことについての悩みや不安を、気軽に相談できる場でなくてはならない。そして相談を通じて相談員とケースとが互いに心を通わせあい、協力して子どもの健全育成をはかる事が期待されているのである。

それには家庭児童相談にたざざわる人々の全てが、己れの仕事の何たるかを正しく理解し、その使命を自覚し、活動に必要な知識を広く求める事を積極的になさねばならない。

<家庭児童相談室調査票>

昭和40年10月1日作成

問1、家庭児童相談室に所属する方の氏名、年齢、学歴、職歴、勤務時間についてお答え下さい。

| 職名 | 氏名 | 最終学歴 | 主な職歴 | 生年月日 | 性別 | 兼務の場合 はその職名 | 1週の 勤務日数 |
|----|----|------|------|------|----|----------------|-------------|
| | | | | | | | 日 |
| | | | | | | | 日 |
| | | | | | | | 日 |
| | | | | | | | 日 |
| | | | | | | | 日 |

問2、相談室の設備についてお答え下さい。(該当する答を○で囲んで下さい)

I 相談室は家庭児童相談室専用のものがありますか。

- ある (イ)独立したものがある。(ロ)福祉事務所の相談室を共同で使っている。
 (ハ)部屋の一隅を衝立で仕切つて使っている。
 ない (ニ)事務室で行っている。
 (ホ)その他()

II テスト用具は備えられていますか。

- (イ)いない
 (ロ)いる その種類()

問3、最近一カ月間に来所したケースの実数と延数についてお答え下さい。

実数 件
 延数 件

問4、相談ケースの内容はどのようなものですか。次の分類に従つて県への統計報告と一致するようにお答え下さい。

- (イ)性格、生活習慣に関する相談(神経質、我儘、友人関係、食事、夜尿、指しやぶり、遊びなど) 件
 (ロ)知能、言語に関する相談(知能のおくれ、ことばのおくれなど) 件
 (ハ)非行(盗み、浮浪など) 件
 (ニ)家族関係(親子関係、祖父母と子どもとの関係など) 件
 (ホ)学校(幼稚園、保育所)生活に関する相談(学校や園での困つた問題) 件
 (ヘ)環境福祉(子どもの養育についての経済的問題、不良な地域環境、養育に欠ける問題など) 件
 (ト)心身障害(精薄児、肢体不自由児、ろう児などの家庭養育に関する問題) 件

問5、1日に相談室で扱うケースの平均はどれほどですか(再来、又は継続相談を含む)

- 1日に (イ)1~2件 (ロ)3~4件 (ハ)5~10件 (ニ)11件以上 (ホ)ない日が多い

問6、相談室の相談ケースの来所動機はどのようなものが多いですか。(イ、ロ、ハの中で最も多いものに二重丸、次に多いものに一重丸をおつけ下さい。)

- (イ)誰からもすすめられず全く来所者の意志だけで来た。
 (ロ)家族や親類のもののお勧めで来た。

- (イ)学校や幼稚園(保育所)の先生のすすめで来た。
- (ロ)児童委員(民生委員)のすすめで来た。
- (ハ)警察署のすすめで来た。
- (ニ)市町村機関のすすめで来た。(例えば役場の厚生係など)
- (ホ)近所の人のすすめで来た。
- (ヘ)その他()

問7、相談に来所する人達は相談室の事について次のどれによって知っていましたか。

(最も多いものに二重丸、次に多いものに一重丸をおつけ下さい)

- (イ)新聞(折込み広告など)
- (ロ)市町村便り(又はそれに似たチラシなど)
- (ハ)学校や幼稚園などからの連絡
- (ニ)児童委員(民生委員)からの連絡
- (ホ)保健所からの連絡
- (ヘ)警察署からの連絡
- (ヘ)その他の方法()

問8、ケースの指導方針や処置などは、どのような方法で決めていますか。

- (イ)相談員単独の判断による。
- (ロ)上司又は児童福祉司の指示による。
- (ハ)合議制による。
- (ヘ)その他()

問9、相談室でテストを行つたことがありますか。

- (イ)行つたことはない。
- (ロ)行つた 行つたテストの種類()

問10、貴所で直接子どもを指導する場合、どのような方法で行っていますか。

(行っているものを○で囲んで下さい)

- (イ)相談室での面接指導
- (ロ)家庭訪問指導
- (ハ)遊戯療法のような精神療法
- (ヘ)その他

問11、相談に用いる時間は平均1回にどれほどですか。

(最も多いものを○で囲んで下さい)

- (イ)30分 (ロ)30分～1時間未満 (ハ)1時間～2時間未満 (ニ)2時間以上

問12、同一ケースに大体何回位の面接指導、家庭訪問指導などを行いますか。

(最も多いものを○で囲んで下さい)

- (イ)1回 (ロ)2回～3回 (ハ)4回～9回 (ニ)10回以上

問13、家庭の人達に対する働きかけを必要とするケースの内容と方法についてお答え下さい。

(I) どのような種類のケースの場合、家族の人に対する働きかけを必要とすることが多いですか。

(問4の分類に従つてお答え下さい)

()

(II)

(イ)何故父親に対する働きかけを必要としますか。

(その最も多い例についてお答え下さい)

()

(ロ)何故母親に対する働きかけを必要としますか。

(その最も多い例についてお答え下さい)

()

(ハ)何故家族ぐるみに対する働きかけを必要としますか。

(その最も多い例についてお答え下さい)

()

(Ⅲ) 家族の人達に対する働きかけはどのような方法で行いますか。

(現在行っている方法を○で囲んで下さい)

(イ)来所させる (ロ)家庭訪問する (ハ)勤務先を訪問する (ニ)その他の方法 ()

(Ⅳ) 家族の人達に対して協力を必要とする際、最も困難を感じる問題を対象毎に、一つ宛あけて下さい。

(イ)父親の協力を必要とする際に最も困難を感じる問題はどのような事ですか。

()

(ロ)母親の協力を必要とする際に最も困難を感じる問題はどのような事ですか。

()

(ハ)家族ぐるみの調整を必要とする際、最も困難を感じる問題はどのような事ですか。

()

問14、日常の相談活動で既に協力連絡を作っている機関はどのような機関ですか。

(関係のあるものを○で囲んで下さい)

市町村役場又は福祉事務所、児童相談所、警察署、裁判所、保健所、学校(教育委員会)、幼稚園、保育所、児童委員(民生委員)、その他の機関 ()

問15、(Ⅰ) (問14)の機関の中で最も関係の深い機関はどれですか。

()

(Ⅱ) 特に個人的に協力してくれている人がいる場合はその人の所属機関と氏名を御記入下さい。

()

問16、出張相談を行ったことがありますか。

(イ) ない

(ロ) ある

○その場所 ()

○協力機関 ()

問17、現在家庭児童相談室についてのPRはどのような方法で行っていますか。

(行っている方法を○で囲んで下さい)

(イ)新聞(折込み広告など) (ロ)市町村便りの様な印刷物 (ハ)児童委員(民生委員)に頼む

(ニ)学校、幼稚園などに連絡する (ホ)保健所に連絡する (ヘ)その他の方法 ()

問18、家庭児童相談室の活動を今後効果的に行っていく上で最も必要だと思われることは何んでも結構ですから御記入下さい。

東京都港区南麻布5丁目6の8

日本総合愛育研究所 第七部 厚生科学研究班

(注意) お忙しいところ恐縮ですが御記入は必ず相談員の方をお願い致します。

又、御返送は必ず11月 日までに当研究所宛にお願い致します。

The Present Status of Counseling Works and the Future Subjects in the Children's Counseling Sections of the Welfare Offices

Ichiji Kida
Nobuyoshi Hirai
Taneaki Takahashi
Yukie Noda

ABSTRACT

Generally speaking, all the Japanese have been in the unstability of every part of our life, especially of managing to treat their own children owing to the tremendous changes in social circumstances after the Second World War. As for the stabilization of treating family children, Japanese Ministry of Health and Welfare has opened the Family-Children's Counseling Section in each of the Welfare Offices since April of 1964. The Section has the duty on promoting the child welfare in every family through the guidance and therapeutic counseling, but owing to the shortage of specialists in Japan, we have just encountered the need of training them as soon as possible and also studying how to train them and to know the theories and technique.

The Nippon Aiiku Research Institute has pursued for a year to research the above subject under the supervision and sponsorship of Japanese Ministry of Health and Welfare since last July.

We have collected firstly 304 questionnaires from about 70% of all the welfare offices and secondly studied some interviews of guidance and therapeutic counseling of problem families having school-absent children, with the specialists of a few of the Family-Children's Counseling Sections.

The study results are as follows;

- 1) Owing to the extreme shortage of specialists, it needs sending soon some qualified persons to the sections and also needs in-service training in order to improve the skill of worker who are employed in the Sections.
- 2) All the persons concerned must be retrained in the precise guidance and counseling because they are mostly unqualified.
- 3) We must try the betterment and strengthening of the systems and institutions of Family-Children's Counseling.
- 4) Supervision system should be of course taken up in this field, too.